

書評 牛村圭『文明の裁き』をこえて：対日戦犯裁判読解の試み

稲賀繁美 国際日本文化研究センター
総合研究大学院大学

過日、シュトゥットガルト(カタカナの不便なこと)の国立劇場でソボクレーズの『アンティゴネー』を見た。国法を犯して処刑された兄を、国法を犯して埋葬する妹。家族の掟と国家の法との狭間にたつ女性を描いたこの古典には、様々な翻案が知られる。一例として、ジャン・アヌイは、為政者としての義務と家族への配慮とに引き裂かれる叔父クレオンを再造形した。そこには、ドイツ占領下のフランスにおける対独協力者への暗示を通した、筆者の官僚主義批判も読み取れようか。同様の板挟みを経験するのに、何もギリシア古典に溯るまでもあるまい。中国の古典、『孟子』にも、「忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず」とあって、これは沖繩戦に参加した日系アメリカ兵の実感したところ、とも言う。さらに最近の事件なら、個人の心情としては、韓国人「慰安婦」問題に関して「閔釜判決」を支持しながら、国家公務員としては、それと正反対の対応を強いられている官吏とて、何人もあることだろう。個人の良心と、官僚としての責務とが対立したために、自殺を遂げた例は、かつての環境庁事務次官をはじめ、数多い。だが、たとえ諫め腹とはいえ、自殺すればそれでは済む、とは限らない。公務員など所詮国家の悪事に加担する役職だから、辞職すればよいではないか、との見解もあろう。だが、自ら国家公務員の分際で、こうした意見を表明して平然としている分子のあることが、評者には、ままた点が行かぬ。もとより、自分の辞職が状況をさらに悪化させることが予見されるならば、辞職は責任放棄にも繋がるだろう。

「もし外交官が戦時内閣に入ればそれは戦犯の連累であるという原則がうちたてられるなら、今後おこりうる戦争の際に、戦争終結のためにはたらく外交官はいなくなるだろう」。これは竹山道雄が『昭和の精神史』に引く、極東軍事法廷、オランダ代表判事ベルナルド・レーリングの発言(おそらく発言者が、ほかならぬ竹山道雄との対話からくみ取った意見であることは、ここに書評する本の著者、牛村圭も指摘するところだろう)。しかし、となると、責任放棄によって、結果的に戦犯指名を回避した「無罪」の人物と、放棄しなかったために戦犯として「有罪」―場合によっては死刑―に処せられた人物とでは、どちらの志操が高いのだろうか。ここに、裁判の論理による善悪の判断と、それを越え、またそれとは必ずしも一致しない、全人格としての責任との食い違いが明らかとなり、あらたな倫理的思考を要求する。

このように、敗戦後に戦時中の行為の責任を問われた、この国の帝国軍人の事例は、こうした「公的責任」の問題圏にあって、とりわけ深刻な課題を投げかけるはずである。ところが、実際にはどうだろう。そこに『アンティゴネー』にも似た苦悩を汲むことは、これまで決して積極的にはなされてこなかった。むしろそうした問いは、立てた途端に、「右翼」あるいは「国家主義」として糾弾され、忌避されてきたものではなかったか。あるいは日本帝国主義の走狗、あるいは侵略戦争の手先というレッテルのもと、旧帝国軍人たちはおしなべて、敗戦後の日本社会の論壇にあって、共産・社会主義の立場からも、それとは対立するはずの自由主義の立場からも、ともに罪悪視されることが多く、発言の可能性も限定されていた。その対極で、日本遺族会をはじめとする組織は、「お国の為に」命を捧げた英霊の顕賞を目標としてきたが、その運動そのものが、日本の戦争責任を弁えぬ独善、さらにはアジアに暴行を加えた加害者としての日本を忘却しようとする、無意識的犯罪行為と批判されることも少なくない。

ここに書評したい書物は、対日戦犯裁判に焦点をあて、いわば思想における「五五年体制」の残滓といってもよい、従来の思考の枠組みからの脱却を提案する。検討される「戦犯」たちは、とかくこれまで、一方的に「極悪の戦争犯罪人」のレッテルを貼られたり、逆に「濡れ衣を着せられた悲劇の英雄」として、情緒的な同情の対象となったりする場合が多かった。否それ以上に、この問題をタブー視して回避する教育現場の影響もあり、一部の研究者を除けば、今日の若い世代には、もとより名前も知られぬ故人として、忘却の淵に沈んで久しい、といったほうが正確かもしれない。そうした人々と、かれらの裁判に係わった人々の思索とに虚心坦懐に接し、またかれらの置かれた歴史状況を綿密に復元することを通じて、本書はこれらの人々の生きざまを蘇らせることに成功した。さらには、戦争責任の倫理をめぐって、「五五年体制」の含みもつ偏見を白日に晒し、従来の議論が見落としてきた論点をも明確にした。

*

第一部は、すでに十五年前に執筆された、筆者の修士論文を書き改めたものを中心とするが、その基調をなすのは、右に概略したような思考の枠組みの一翼を担った、丸山真男、とりわけその一九四九年の論文「軍国支配者の精神形態」に対する批判といつてよい。筆者は丸山の論法を踏襲して、ナチス戦犯と日本の戦犯の場合とを比較し、丸山の史料操作における（意図的か無意識かはとにかく）恣意性を縦横に指摘する。丸山は両者の比較から、「日本支配層」の「矮小性」を際立たせて見せるが、丸山が省略した論告箇所を参照すると、むしろキーンナン主席検察官が、「権限への逃避」「責任を上層部へと転嫁する言い逃れ」に日本的特徴ではなく、むしろ被告「犯罪者が法廷で一般的に見せる、責任逃れの常套句を見いだしたことは明らか。また丸山の言う日本特有の「無責任体制」「すなわち無批判の上意下達」はドイツ国防軍最高指令部総監、カイテル元帥の申し開きの場合でも同様。さらに個人としての意見を殺しても、いったん決定された国策には従わねばならない、との判断をしめした小磯國昭元首相の弁明も、ドイツ元外務大臣ノイラートの証言と比較が可能。そこからは、「既成事実への屈服」が、なにも日本の政治意思決定過程に特有とは言えないことが判明する。

さらに「南京事件」の最高責任者として処刑されることになる松井岩根陸軍大将に関しては、「責任は回避せず」との大将の証言が、丸山によって、おそらくは作爲的に削除され、中支方面軍司令官としての自己の責任を、部下の師団長に被せたかのような印象を与える結果となっている事実が指摘される。丸山はこれを「権限への逃避」の好例と解釈するが、牛村の作業からは、むしろ軍紀、風紀には立ち入る権限のない司令官が、「虐殺事件」の発生を聞き知った段階で、権限を逸脱してまで、異例というべき軍紀粛正の訓令を行った姿が現れてくる。丸山が、「権限がない」との理由で、のらりくらりの責任逃れをしたように描く將軍は、牛村にあっては、一貫して、法律上の責任者であることは否定しながら、道義上の責任は回避しなかった、理路整然たる人物として、再解釈される。そして松井大将は、いわば職務を越権した「容喙」により軍紀粛正を訓示した事実――すなわち道義的責任を敢えて職務内に持ち込んだ、その良心的逸脱行為――ゆえに、皮肉にも有罪を確定されてしまう。牛村は *moral responsibility* と *legal responsibility* の区別を、「バータン死の行進」の責任者として処刑された、英語の達人、本間雅晴中將の場合から、逆に松井大将の場合に当てはめて、事態を明確にすることに成功している。とともに、本間中將の場合も、本人の道義的責任表明が、検察側によって刑事責任へと拡大適用され、マスコミに都合の言質を与えた様子をも復元する。

このような手順を踏んで、丸山の「予断や先入見」を批判する牛村の議論は説得的だ。ただ松井大将、本間中將の場合ともに、まずは峻厳に刑事責任を問われる法廷に、いわば安易に

道義責任を持ち込んだ嫌いはないだろうか。「すぐ謝る日本人」という性癖、そして日本でなら「潔い態度」(六九頁)として、被告の人格を肯定的に評価する、得点にもなるはずの発言が、英米法の世界では、かえって自分の罪科を認めたもの、として別の文脈に取り込まれ、不利な状況を生み出すことは、よく知られている。北米や欧州で自動車事故に巻き込まれたら、決して「御免なさい」と言っただけとはいけない、とは経験者の語るところだ。はたして松井大将、そしてとりわけ、英語通といわれた本間中将には、そこまでの自覚があったのだろうか。日本的文脈での美質が、戦犯裁判の法廷では、むしろ被告たちの「矮小さ」を、裁判官たちに印象づけはしなかったか。そこで問題となるのが、丸山真男のいう「弱い精神」の議論である。

丸山が「弱い精神」の現れとして扱った事例のなかで、牛村が同意しないのは、外務大臣、東郷茂徳の場合である。昭和十六年十二月六日の日米開戦当日の朝、東郷外相がグルー駐日米国大使と会見したさいに、親しい友人同士という「私人の気兼ね」から「開戦」の事実を口にしなかったのは、「思いやり」を通り越して、結果としては「最大の侮蔑と等しくなる」。そこに丸山は、東郷外相の「弱い精神」を見る。これを「野村・来栖大使との最後の会見の際のハル国務長官の態度と比較せよ」との丸山の示唆に従った牛村は、そこに、真珠湾奇襲の予定を傍受によって知りながら、知らんぷりで憤懣を演じてみせるハルの役者ぶりを見いだす。仮にこれが丸山の理想とする「強さ」ならば、むしろ東郷の「弱さ」をこそ称賛したいような気にもなる。グルーに対する東郷と、ハルに対する野村の態度の比較ならまだしも、丸山の提案する比較は不適切、とする牛村は、中立条約違反で宣戦布告したソ連外相マリクに対する、東郷の毅然たる態度をもって、これを補う。さらに、三国同盟に反対する個人の「私情」を殺して、外相として公には既成方針に追従して見せた東郷外相の「精神」を問題にする丸山に対して、牛村は、倒閣を引き起こしかねない辞職は不可能な状況下で、日米交渉続行のため、辞職の危機を招くような言動に慎む、東郷の「腹藝」を評価する。ちなみに、この評の冒頭に引いたレーリング判事の発言は、広田弘毅首相と並んで開戦回避に努力した、東郷外相を無罪とするべくなされた、個別意見書——本判決への反論——にみえるものである。

こうして牛村は、丸山は、松井大将に関する記述の歪曲で「道義的責任」を問われるべきである(六九頁)とし、また東郷外相の「精神」を問題にする丸山の分析の表面性を、「新進気鋭」の政治学者としては「大人」げないもの、と批判する(九四頁)。その主張には十分な説得力があり、またこうした丸山批判は、一度は誰かがきちんと下しておくべきものだろう。だがその先で、なぜ三十年代前半の丸山に、このような「予断や先入見」が入り込んだのかも、そろそろ歴史的視点から考察されるべき時期だろう。四六年の論文「超国家主義の論理と心理」に初出の「無責任体制」という考えは、むしろ丸山自身の呉での、暗号解読班の情報将校としての軍隊経験の反映と見てもよいだろう。丸山は俄士官として自分の体験した、軍隊組織官僚制の不条理——「抑圧の委譲による精神的均衡の保持」(一三五頁)——を、上層部の意思決定、命令系統にまで過度に類推して、たとえば松井大将の証言に、責任逃れの修辭を見抜いたように錯覚してしまったのではなかったか。そうした丸山自身の「精神構造」の病理を、「不朽の業績」といったアウラから救いだし、戦後精神史の同時代的証言として、読み直す必要もあるだろう。

*

第二部で検討されるのは、丸山真男らの近代化論と、その対極としてのマルクス主義史観が時流に乗る中で、そうした時流に抗した竹山道雄であり、その竹山との交流もあって判事団のなかでも独自の罪状判断をしめした、レーリング判事、さらには彼らによって、その戦

争回避の努力が高く評価された外相、東郷茂徳の担当弁護士となったベン・ブルース・ブレイクニ、さらに、そのブレイクニ弁護士をして、ハル・ノート批判の意見―この内容であれば、モナコであろうと、リュクセンブルクであろうと、米国に対して宣戦を布告しただろう―を表明させるきっかけとなった、アルバート・J・ノックの『回想録』、そしてそのノックの言葉にも触発されて、日本人被告全員の無罪を主張した、インドのラダ・ビノード・パール判事。こうした「東京裁判をめぐる群像」が、遠く近くに響き合いながら互いに絡まりあって行く。余裕のある筆遣いと、堅実な史料探索が見事に結実して、読みごたえのある出来栄えだ。

とりわけアルバート・ノックという、自称「余計者」の来歴を―「東京裁判の生き字引、富士信夫氏」の助力をも得つつ―洗い出したのは、著者の功績だろう。ハル・ノートは、当時の外務大臣としては到底受け入れられず、この「最後通牒」に「目も暗む」「ママ」ばかりの失望を覚えた、巣鴨服役中の病没直前に回想した東郷茂徳（『時代の一面』）。そのかれが、「死期せまる虜囚の身」で、このノックの主張に―著者の氏名や素性は知らぬままとはいえ―接し得たことは、「わずかながらも慰めを与えた」（一九一頁）に違いない。また、原子爆弾による一般人の殺傷を戦争犯罪として問題にしたブレイクニ弁護士は、裁判の「理論の世界」（二一七頁）の切れ味を活写する筆者の腕も訝え、「極東法廷の圧巻」（二二〇頁）を彷彿とさせる。生存する何人もの生き証人からの証言を得て構成されるばかりか、突如漱石の『三四郎』は美禰子の「エ」ニスの絵でせう」という発言のタネである吉田博・ふじ夫妻と、ブレイクニとの関係にまで話題を転じて、飽きさせず、本書中でも圧巻といつてよい。そのブレイクニが、被告全員有罪決定後、弁護士全員の名においてマッカーサー宛に提出した覚書には、こうある。「この判決はこのままではなんら善を生み出すことなく、ただ悪を重ねるだけなのです」（二二二頁）。丸山真男が批判したかの「抑圧の委譲による精神的均衡の保持」に、東京裁判が屋上屋を重ねるような加担をし、その結果、日本の「無責任体制」強化に手を貸した。その精神的なつけは、『敗戦後論』が話題となった近年、「自虐史観の克服」なる反動形成として、その代価を払うはめに立ち至っている。これは蛇足だが、そのブレイクニの、自家用機による墜落事故の報が、本章を読んで、評者初期の幼少時の記憶として蘇ってきた。

そのブレイクニの見解を、言葉を変えて示したのは、竹山道雄だろう。日本は近年、「実に多くの非合理的な痴愚を経験した。そして、この判決はその絶頂だという気がする」と、竹山はレーリングに向かって発言している（一三八頁）。この引用を含む竹山道雄論には、師匠筋への「遠慮」（二二頁）ではあるまいが、著者の竹山への共感ゆえか、なお一步、批判的踏み込みが足りない。「操守一貫の人」という佐伯彰一氏の評を踏襲しただけでは、やや尻切れ蜻蛉の印象が拭えない。たしかにレーリング判事みずからの証言と照らし合わせても、竹山の発言には、日本人読者向けに自分の存在を際立たせようと潤色した痕跡は、ほとんど見いだせない。だが「ローリング判事への手紙」は実際には差し出されてはおらず、いわば架空の手紙という体裁である。評者はさようなところに、なにか屈曲のようなものを禁じ得ぬのだが。

この両者が実際に再会して東京裁判について語るのは、竹山が渡欧する八年後の昭和三十一年。そこで「共同謀議」という概念につき問答のあり、竹山はそこに「陰謀」なり「共謀共同正犯」のイメージを抱いて疑念を表明した。だが牛村はこれを「的外れ」であり、「漢字を表意文字として使用する日本人なら誰でも抱き」がちな勘違いに過ぎぬと指摘する。だが「共同謀議」とは「英米法特有の犯罪概念」であり、レーリング自身、そこに「英米刑法体系のいまわしい面のひとつ」を見いだしていた、という（一四七頁）。とすれば、竹山の誤解を指摘するだけでは不十分だろう。むしろ漢語に訳せば類似した連想を伴わずにはない法廷用語の陰

に、異文化間の誤解そして係争の焦点を探る必要もあるだろう。一般に国際法の知識が豊かで、それを根拠に東京裁判の違法性を弾劾したとされる、バル判事にしても、実際には国際法の専門家ではなく、むしろかれの法原はベンガルの慣習法に由来する、との説が、判事とも知己だったアジズ・ナンディによって提唱されている。このあたり、「異文化接触」の具体的事例として、なお別途の考察を開く余地が多々残されているよう(ちなみにナンディさんは、少年の自分を可愛がってくれた判事を、パルーと、「ル」にアクセントを置いて発音された)。

*

第三部「異土の裁きの場で」は、昭和二年六月二六日にシンガポールのチャンギー監獄で処刑された河村参郎中将与、「戦犯の慈父」今村均大将の、両B級戦犯に焦点を当てる。前者には獄中日記『十三階段を上る』があり、後者には『一軍人六十年の哀歎』正続がある。

河村中将は、着任早々シンガポール華僑処断事件に巻き込まれ、その責任者として、本人が心情としては同意しかねる軍事命令「掃蕩」が英字新聞では「虐殺」と訳された¹の執行責任を問われたケースである。戦闘状況にあって上官の命令に服さる場合には、銃殺に匹敵する処遇を覚悟せざるを得ない。ここでも軍の命令への軍規上の遵守と、河村中将自身の道義的な「遺憾の意」との齟齬が明白であり、それは幾多のB級、C級戦犯を裁く場合にも繰り返された図式だった。卑近な例をあげるなら、大島渚監督が映画化した、『メリー・クリスマス・ミスター・ローレンス』(ローレンス・ヴァン・デル・ポスト原作の『種と種蒔く人』)における原軍曹(ビートたけし)は、河村中将の場合と同じ理由で処刑された軍人²ただし現場の下士官という身分の相違はある³の典型を、巧みに造形化したものといえるだろう。その河村中将の主張は、本人の意図とは相違して、「虐殺」を正当と見なすもの、として受け取られる結果となった。牛村はウォード検察官の最終論告を引いて、河村が自己の「良心の呵責」を前面に打ち出していれば、判決は異なっていたかもしれない、と推測する(二九六頁)。だが既に見た、松井大将や本間中将の場合を勘案すれば、これは結果論ではなからうか。道義的責任を認めれば、それが逆に刑事責任追及の論拠を提出したに等しい事態となるのが、この法廷の掟であり、また英米法の刑事訴訟法に疎い当時の被告側は、いわば規則の不明な遊戲に翻弄されるまま、有罪確定という、あらかじめシナリオの決まった、有罪者探しの蟻地獄へと、嵌まってゆくほかなかったからである。

いわば当初から「覚悟」のあった河村中将が、エリートならではの「犠牲の子羊」に選ばれたとすれば、同様の運命をたどった自分の部下たちの「心の支え」となったのが、今村均大将の場合だろう。「不敗の将」は、敗軍の将となった境遇において、さらなる「勝利」を獲得し、類い稀な存在感を発揮する。収容所を統括する豪軍指揮官が「週番下士官か巡察将校でもあるかのように、全部を自分で切りまわ」す様子を見て(三三五頁)、翻って日本軍では高級指揮官になるほど「下情にうとくもなる」傾向が、ひいては戦争犯罪に繋がった、と見る今村大将は、期せずして、丸山真男の日本陸軍への不満をも、心中に汲んでいたとは言えまいか。

*

さて、本書はその幾つかの箇所「異文化対決」あるいは「東西」の「思想闘争」(二九九頁)という概念を鍵言葉として編まれている。だが評者はこうした枠組みそのものを疑問視している。こうした問題設定は、いわば自文化を自明のものとする前提のうえに立っているが、そもそも自文化の姿というものは、他者との接触、対決あるいは闘争を契機として、はじめて析出してくるのではなからうか。「他国語を知らぬものは自国語をも知らぬ」とはゲーテの有名な言葉だったが、未曾有の「文明の裁き」と称する訴訟にまきこまれた軍人や政治家

たちも、異質の論理に晒されて初めて、自文化の理論構築の必要に目覚めたのではなかったか。そこでは、論理にたいして心情を訴えることそのものが、無効だったはずだ。感情的な身内最良を離れた、冷徹な理論の水準において、説得力のある知的判断を示すこと。その努力は著者、牛村圭その人の研究者としての経歴にも当てはまるだろう。とかく「右翼」と世評される駒場学派と、ジャパン・バッシュ・シカゴ学派との混血児の今後に期待したい。

~~丸山真男批判という姿勢への批判~~

~~竹山道雄批判の必要~~

~~異文化対決でよいのか~~

~~川村参郎と(しての)ハラ軍曹~~

~~「右翼」駒場学派と「左翼」シカゴ学派?~~